

(一社) スポーツ・コンプライアンス教育振興機構認定 「スポーツ・コンプライアンス・オフィサー (SCO)」資格制度規則

(制度の目的と名称)

第1条 本機構は、スポーツ界のコンプライアンスの徹底を図り、スポーツの価値と力を守り育むため教育・啓発活動に寄与する人材を養成し、その名称を「スポーツ・コンプライアンス・オフィサー」(英語表記 Sports Compliance Officer。略称 SCO)と称する。

(制度の運営)

第2条 本制度に係るSCO養成講習会(計画・実行、講習会テキスト編集、認定試験等)および資格認定審査、資格更新審査などについては、本機構の業務執行理事会と理事長指名の理事とで運営する。

(資格、審査、認定証交付)

第3条 スポーツ・コンプライアンスに関心のある18歳以上の者で、本機構が主催する「スポーツ・コンプライアンス・オフィサー養成講習会」を受講し、認定試験において学習到達度が十分であると審査された場合に認定される。
また、同時に資格を証明するための「認定証」が交付される。
資格有効登録期間は、認定証発行日から4年間とする。

なお、認定証の紛失等による再発行については、再発行願い書の提出等による状況確認後、行うものとする。

(登録)

第4条 前条に該当する者は、本機構が認定するSCOとして「登録台帳」に登録される。「登録台帳」は、当機構事務局において作成、保存する。
なお、初期登録料は、SCO養成講習会受講料のうちの審査・認定料に含まれる。

(資格の更新及び手続き)

第5条 SCOのスポーツ・コンプライアンスに関する活動を継続し、資質の維持・向上を図るため、4年ごとに資格を更新するものとし、審査は本機構業務執行理事会と理事長指名の理事とで行う。

資格更新を希望する者は、資格有効登録期間(認定証発行日から4年間)内に、下記の項目から合計5単位以上を取得したうえで、別途指定する申請期間内(原則、資格消失期限日の3か月前から消失期限前日まで)に、所定の申請書(別紙様式)を提出すること。

更新登録料は4年間で10,000円とする。

① 本機構主催「事例検討会（勉強会）」等の受講	3単位
② 本機構主催「事例検討会（勉強会）」等での発表	2単位
③ 各種「スポーツ・コンプライアンス研修会」等の受講	2単位
④ 各種「スポーツ・コンプライアンス研修会」等での講師	2単位
⑤ スポーツ組織等の「スポーツ・コンプライアンス」等での委員活動	2単位
⑥ スポーツ組織等でのスポーツ・コンプライアンス教育活動等報告	1単位
⑦ スポーツ・コンプライアンスに関する論文等の発表	2単位
⑧ その他、当機構の業務執行理事会が適当と認める活動等	1単位

なお、④～⑧については、別途様式にて報告するとともに、内容確認ができる資料を添付すること。

（資格更新の保留）

第6条 前条の審査により更新が不適合と判定された者は、資格喪失の日の翌日より資格更新の期間を1年間保留することができる。保留期間内に必要な更新単位を補充獲得したうえで、更新申請をすることにより、再審査を受けることができる。

なお、保留期間内に更新できない特別の事情がある者については、本機構業務執行理事会において認めた場合に限って、保留期間を延長することができる。

（資格の喪失及び取消し）

第7条 次の理由により資格を喪失する。

- ① 更新を申請しないとき
- ② 資格を辞退したとき
- ③ 死亡したとき

また、SCO資格取得者としてふさわしくないと判断される行為があった場合、本機構業務執行理事会の議を経て、資格を取り消すことができる。

（規則の改廃）

第8条

本規則の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

<附則>

本規則は、2020年7月28日より施行する。

なお、各条文の内容については、2019年1月に遡って適用するものとする。

参照

「スポーツ・コンプライアンス・オフィサー (SCO)」資格制度 規則第5条 (抜粋)

(資格の更新及び手続き)

資格更新を希望する者は、資格有効登録期間（認定証発行日から4年間）内に、下記の項目から合計5単位以上を取得したうえで、別途指定する申請期間内（原則、資格消失期限日の3か月前から消失期限前日まで）に、所定の申請書（別紙様式）を提出すること。

更新登録料は4年間で10,000円とする。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ① 本機構主催「事例検討会（勉強会）」の受講 | 3単位 |
| ② 本機構主催「事例検討会（勉強会）」での発表 | 2単位 |
| ③ 各種「スポーツ・コンプライアンス研修会」等の受講 | 2単位 |
| ④ 各種「スポーツ・コンプライアンス研修会」等での講師 | 2単位 |
| ⑤ スポーツ組織等の「スポーツ・コンプライアンス」等での委員活動 | 2単位 |
| ⑥ スポーツ組織等でのスポーツ・コンプライアンス教育活動等報告 | 1単位 |
| ⑦ スポーツ・コンプライアンスに関する論文等の発表 | 2単位 |
| ⑧ その他、当機構の業務執行理事会が適当と認める活動等 | 1単位 |

なお、④～⑧については、別途様式にて報告するとともに、内容確認ができる資料を添付すること。